**第二次訴訟　横浜地裁判決要旨**

▽本件訴えの適法性

差し止め請求の適法性

米軍機に関する差し止め

我が国は安保条約および地位協定により、米軍に厚木基地を支障なく使用させる条約上の義務を負担しており、基地の使用を一方的に禁止・制限することは出来ない。一方的な差し止めは、法的に不能な給付を求めると言うに留まらず、我が国が外国に対する関係においてなしえない行為を訴求することになる。裁判権の行使も国家統治権の発動であり、このような事項については、我が国の民事裁判権も及ばず、米国を被告としても求めることはできない。原告らの求めを実現するための外交交渉は行政府の権限に属し、その必要性、時期などは、その高度に政治的かつ自由裁量的な判断に委ねられており、裁判所が、これを拘束するような裁判をすることは、憲法の定める三権分立の精神に反する。

自衛隊機に関する差し止め

統治行為論ないし政治問題の法理

本件は安保条約や自衛隊法等の合憲違憲、防衛政策に関する重要な決定の有効無効等を直接審判の対象とするものではない。かかる事案においては具体的な訴訟状態ないし紛争状態、双方当事者がする主張立証の具体的状況により、統治行為が問題になる場合もあれば、問題にならない場合もある。本件は厚木基地の公共性を検討するまでも無く、実態判断をすることが出来るから、統治行為論を根拠に自衛隊機に関する差し止め請求を不適法とする被告の主張は採用しない。

一、損害賠償請求の適法性

統治行為論について

損害賠償請求では、受忍限度論に基づく利益考量をすることになり、基地の公共性も検討の対象となるが、仮に請求が認められても基地が使用できなくわけではなく、影響は間接的なものに留まり、利益考量でも基地の公共性は抽象的類型的に考慮すれば足り、自衛隊、米軍が基地を使用することの適否に立ち入って判断する必要は無い。統治行為、政治問題を理由に賠償請求の訴えを不適法とは出来ない。

▽違法性

一、違法性の判断基準(受忍限度)、本件における被害は各種の生活妨害、睡眠妨害などの日常生活上の不利益で、身体的被害は、可能性を否定することができないと言うに留まる。このような場合、侵害行為が違法と言えるか否かは、被害が社会生活上受忍するのを相当と認められる限度を超えるものか否かによって決まる。本件においては侵害行為及び被害、厚木基地の使用ないし供用の公共性、厚木基地周辺の地域性・先(後)住性・原告らの危険への接近および被告の周辺対策、音源対策などを総合的に評価、検討すべきである。具体的な受忍限度を定めるにあたっては騒音などに対する行政的な規制に関する一般的基準(特に環境基準)が重要な手がかりの一つになる。

差し止め請求は特段の事情が無い限り根被告の内容・程度がもはや金銭賠償による救済だけでは足りないと認められるほどに深刻であることを必要とし、差し止めの受忍限度は損害賠償のそれよりもさらに厳格でなければならない。侵害行為及び被害の中心的部分は、米軍機によるものと考えられる。

一、損害賠償

厚木基地の供用使用によって被害を受ける地域住民はかなりの数に上る。被害内容も広範、かつ重大でしかも、住民が基地の存在によって直接利益を受けることがほとんど無いことも明らかである。結局、公共的利益の実現は原告らを含む周辺住民と言う限られた一部少数者の特別の犠牲の上でのみ可能であって、看過することの出来ない不公平が存在する。航空機騒音が原告らにもたらす被害の内容は、生活妨害を中心とし、睡眠妨害、精神的被害に及び、明確な身体的被害は認定できないが、それに至る危険性も否定し難い。被害程度は、WECPNL値(うるささ指数)の増大につれて大きくなる傾向がある。厚木基地を起点とする米軍機および自衛隊機の運行は、直接間接に日本の防衛に関わる活動であるから、公共性があるのは疑いないが、その公共性を過度に強調することは出来ない。

以上を総合すると、W値80以上の区域に居住又は居住していた原告らについては、航空機騒音などによる侵害行為ないし被害が受忍限度を超えたものとして、侵害行為が違法性を帯びるものと認めるのが相当である。

▽自衛隊機に対する差し止め

一、人格権侵害には法律上の保護が与えられるが、環境に関する権利ないしその侵害を法的に保護するには、現段階では権利として未成熟である。

一、自衛隊機の活動で何らかの被害が生じていることは否定できないが、その程度を把握するに足る証拠は無い。被害が受忍限度を超えているとは言えず、自衛隊機に対する差し止め請求は失当。

国は、周辺対策など一定の措置を講じてはいるが、被害を一部軽減するに留まり、これを防止するに足る措置をとらないまま、厚木基地ないし海上自衛隊厚木飛行場を継続的に航空機の離発着のために提供、使用してきた。国は国家賠償法、民事特別法に基づく責任補免れない。

一、将来の事情は変動が予測されるから、損害賠償請求権の成否とその額をあらかじめ明確に確認することは出来ないから、将来の損害賠償請求は権利の保護要件を欠き、不適法。

一、一ヶ月あたりの慰謝料額は次のとおりとする。

W値80以上85未満の区域　5,500円　W値85以上90未満区域　9,000円　W値90以上　13,500円

原告らのうち、防音工事を請けたもの及び同居者については、一室につき10%を減額する。弁護士費用は慰謝料額の10%相当を認める。

横浜地裁判決(1992.12.21)　簡単なまとめ

差し止め請求

 　自衛隊機は民事訴訟法上の差し止め請求の対象となりうる。統治行為論の問題が生ずる可能性はあるが、そのことで訴えそのものを不適法とするのは合理性を欠く。米軍機は安保条約に基づくものであり、我が国の民事、行政裁判権は及ばない。

基地の公共性

　　基地の公共性は疑いないが、平時においてはその公共性を過度に強調することはできず、国民の日常生活の維持存続に不可欠な役務の提供のように絶対的ともいうべき優先順位を主張しえない。

被害

　　判断基準は生活妨害、睡眠妨害、精神的被害といった日常生活上の不利益であり、住民にはこれら受忍限度を超える被害が認められる。また、聴覚被害など身体的被害は可能性を否定することができないというにとどまる。

損害賠償

　　Ｗ値80以上の地域については被害が受忍限度を超えており、これらの目原告の特別な犠牲を強いている現状は見過ごすことができない。危険への接近、防音工事の有無、公共性などを総合考慮し、侵害行為が違法性を帯びると認めるのが相当。将来の請求は変動することが予想され、明確に認定することができない。